御注意

\* 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。新勤務先では中段の事項を記載し、一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先、送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先、送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。ただし、「給与所得者」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。事項を記載し、新勤務先に送付願います。

	給与	支払報告	~ 7 AA L ~ 10	* <b>=</b> *							
	特力	支払報告 引 徴 収	係る給与所得	<b>首異</b> 動届出	<b>占善</b>		年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
		_	所 在 地	Ŧ				特別徵収義務者 指 定 番 号			
	あきる野 <sub>年 月</sub>	市長 殿 給与支払者	義 フリガナ					宛名番号			
令和		日提出した別	務					担連 所属			
I J A H	1 71	払収 お収	者氏名又は名称					当絡 氏名			
			個人番号 又は法人番号			←個人番号の記 左端を空欄と	載に当たっては、 し右詰めで記載	者先 電話		内線( )	
給与所得者	フリガナ	•									
	氏 名		( <i>P</i> )		(ウ)	異動	b I I	<b>4</b> 1 o <del>tr</del> .1.	里 動 後	異動後の未徴収	
	生年月日	年	月 日 特別徴収		収済額 未徴収税額 年月 年月 (ア)ー(イ)		異動の事		曲税額の徴収		
	個人番号										
	受給者番号			Д	月から	年	2	. 退 職 . 転 勤	1 1.	特別徴収継続	
	1月1日			<del></del>	まで 月まで		右から 3 番号を 4	<ul><li>. 休職・長欠</li><li>. 死 亡</li><li>. 支払少額・不定期</li></ul>	4000 平旦4 9	一 括 徴 収	
	現在の住所						記入 5 6 7	. スロッ領・不足知 . 合 併 · 解 散 . そ の 他		普 通 徴 収	
	異動後の 住所			円	円円円		事	由・理由		(本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合											
新しい 勤務先 (特別徴収義務者		特別徴収義務者 指 定 番 号		規) 法人番号	寻		新し	新しい勤務先へは、月割額 円を			
	Ť.	〒			所		र्गापन ।।	月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	y   /// 111 111 21	<u> </u>			担属当		1玖4	又し、耐八りるよ	7 座桁併み (り。		
	フリガナ				者 氏 連 名		受	給者番号			
					絡 電 先		納入書の要否		右から		
Ò							(新規の場合のみ記載)		新身 1. 必要 2. 不要 記入		
2. –	・括徴収の場合				_	Zdula uley	₹	1 1 - 1 - 1	Lilian 2 2 or Millore 22		
理	理 1. 異動が令和年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 徴収予定月日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額)   由 着から 2. 異動が令和年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 月分(翌月10日納入期限分)で										
由										限分)で	
田	番号を 2・ 大名 記入				月日		F	円 納入します。			
3. 普通徴収の場合 ※											
理	1. 異重	1. 異動が令和年12月31日までで、一括徴収の申出がないため									
由	右から	ロ年5月31日までは	こ支払われるべき給与又に	は退職手当等の額	が未徴収税額(ウ)じ	(下であるため	村記				
ш	自										